

デイサービスたけべ 重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 朋友会
- (2) 法人所在地 岡山市北区建部町建部上 557-2
- (3) 電話番号 086-722-0006
- (4) 代表者氏名 理事長 片山 精 壮
- (5) 設立年月日 平成 16 年 10 月 7 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 デイサービスたけべ
- (2) 事業所の所在地 岡山市北区建部町建部上 557-2 (Tel 086-722-0030)
- (3) サービスの種類 通所介護事業
(指定通所介護・第一号通所事業)
介護保険事業所番号 3372100382
- (4) 事業所の目的 可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また要介護状態となった場合においても、居宅においてその能力に応じた生活を営むことができるよう、日常生活上のサポート及び機能訓練を行います。また利用者の社会的孤立感の解消並びに家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (5) 事業所の運営方針 利用者の自立生活の可能性を最大限引き出す支援。要介護状態への予防。また、要介護状態における残存機能の維持向上に対し目標を設定し計画的にサポートします。事業所は、自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
運動器の機能向上に向けてパワーリハビリテーションを取り入れ、利用者が本来持っている能力を引き出すよう支援します。
- (6) 開設年月日 平成 17 年 10 月 1 日
- (7) 利用定員 30 人
- (8) 管理者氏名 蛭 子 亮

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域
岡山市（旧御津町、旧建部町）、久米南町及び吉備中央町（旧加茂川町）
ただし、第一号通所事業は岡山市（旧御津町、旧建部町）とする。
- (2) 営業日及び営業時間
 - 営業日 原則として年中無休
 - 営業時間 8:30～17:30
 - サービス提供時間 9:00～17:00

4 職員の配置状況

当事業者では、契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

1 管理者	1名
2 生活相談員	2名
3 看護職員	2名
4 介護職員	7名
5 機能訓練指導員	3名

<主な職種の勤務体系>

看護職員、介護職員、機能訓練指導員＝勤務時間 8:30～17:30

<配置職員の職種>

看護職員・・・主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護職員・・・契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

機能訓練指導員・・・契約者の機能訓練を担当します。

5 当事業所が提供するサービスの利用料金

次のようになります。なお、送迎は、岡山市(旧御津町、旧建部町)、久米南町及び吉備中央町(旧加茂川町)にお住まいの方は無料で行い、これ以外の地域の方は、1kmにつき20円を頂戴します。

(1) 介護保険の対象となるサービス

*利用料金を計算する際、端数処理の関係で、以下に掲げる金額と若干異なる場合があります。

①要介護の方

○1回当たりの基本料金は次のとおりです。

要介護度	サービス提供時間(6時間以上～7時間未満)	(7時間以上～8時間未満)
1) 要介護度 1	584 単位	658 単位
2) 要介護度 2	689 単位	777 単位
3) 要介護度 3	796 単位	900 単位
4) 要介護度 4	901 単位	1.023 単位
5) 要介護度 5	1.008 単位	1.148 単位

○サービス提供体制強化加算 (I) 22 単位/回

○介護職員等処遇改善加算 (II)

1月あたりの総利用単位数に介護保険サービス種類別加算率(9.0%)を乗じた単位数が加算されます。ただし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

○業務継続計画未策定減算

感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。策定を行っていない場合は基本サービス利用単位数から 3.0%減算いたします。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられている場合には、減算を適用しない。策定を行っていない場合は基本サービス利用単位数から 1.0%減算いたします。

○同一建物（ケアハウス）に居住する利用者の減算

基本サービス利用単位数から 1 回につき 94 単位を減算いたします。

○送迎しない場合 片道 47 単位減算

○次のサービスを選択していただくことができます。

・入浴介助加算(I)

入浴又は全身清拭を行います。寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴できます。又、入浴介助に関わる職員に対し、入浴に関する研修等を行いません。一般入浴、特別入浴の区別なく介助を行った場合、1 日につき 40 単位が加算されます。

・入浴介助加算(II)

入浴介助加算(I)要件に加えて、医師等若しくは機能訓練指導員、医師等の指示の下、介護職員が利用者宅を訪問し、個別入浴計画を作成します。計画に基づき利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行います。一般入浴、特別入浴の区別なく介助を行った場合、1 日につき 55 単位が加算されます。

・個別機能訓練加算(I) **ロ**

個別機能訓練計画に基づき計画的に実施します。利用料金は、1 日につき **76** 単位加算されます。

・科学的介護推進体制加算

利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用し実施します。料金は、1 か月に 40 単位加算されます。

②要支援の方

○基本料金は次のとおりです。

岡山市	(介護予防従来型)
1) 要支援 1	1,798 単位／月 (日割 59 単位／日)
2) 要支援 2	3,621 単位／月 (日割 119 単位／日)
久米南町	(独自一緩和型サービス)
1) 要支援 1	1,618 単位／月 (日割 53 単位／日)
2) 要支援 2	3,259 単位／月 (日割 107 単位／日)

○サービス提供体制強化加算 (I)

1) 要支援 1	岡山市	88 単位／月	久米南町	79 単位／月
2) 要支援 2	岡山市	176 単位／月	久米南町	158 単位／月

○介護職員等処遇改善加算 (I)

1月あたりの総利用単位数に介護保険サービス種類別加算率(9.0%)を乗じた単位数が加算されます。ただし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

○同一建物(ケアハウス)に居住する利用者の減算

基本サービス利用単位数から

1) 要支援 1	岡山市	376 単位／月	久米南町	338 単位／月
2) 要支援 2	岡山市	752 単位／月	久米南町	677 単位／月

減算となります。

※利用料金の計算方法

基本サービスの利用単位数と加算単位数の合計に、厚生労働省が定めた地域区分による1単位あたりの単価(1単価=10.14円)を乗じた額(1円未満切捨て)から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

☆契約者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の対象とならないサービス（要介護、要支援の方に共通）

①食事の提供

契約者に提供する食事の費用（おやつ代込み）

料金：1回あたり 600円

②レクリエーション活動

契約者の希望等により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等は実費をいただきます。

定期的実施される喫茶1杯 50円

手作りおやつ 60円（通常の食事費用に含みます）

③複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できます。趣味の範囲での複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

L版写真1枚につき 20円

コピー1枚につきモノクロ 10円、カラー30円

④日常生活上必要となる消耗品

おむつ等、契約者の日常生活に要する費用で実費をいただきます。

リハビリパンツ 80円、テープ付きおしめ 100円、パット 50円（各1枚につき）

⑤連絡ノート等配布物入れ

ファイル 150円（初回利用時、紛失等による再交付）

※①～⑤の費用は前記の利用料金と併せてお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び前記(2)の①の料金・費用については毎月末締めとし、翌月に請求書をお届けいたします。原則として毎月15日中国銀行からの口座振替、また、岡山農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合からの口座振替でお支払いいただきます。口座振替ができない場合は振込をお願い致します。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、又は変更できます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、給食費 600円を頂きます。

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

④サービス利用前、利用時。

6 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付窓口

デイサービスたけべ Tel 086-722-0030

○苦情処理の体制

①苦情解決責任者：管 理 者

②苦情受付担当者：生活相談員

③第三者委員：評 議 員 平田 親志 Tel 086-722-1017

 監 事 小坂 亨 Tel 086-728-3506

○受付時間

月・火・水・木・金曜日 8:30～17:30

○苦情処理の手順

①利用者・家族の方が、苦情受付担当者へ苦情を申立てる。

②苦情受付担当者は、書面に記録し申立人に内容確認する。

③苦情受付担当者は、書面を第三者委員・苦情解決責任者へ提出する。

④第三者委員は、書面受付後、申出人へ報告書を通知する。

⑤苦情解決責任者は、苦情書面を受け解決策を検討後第三者委員に報告する。

⑥苦情解決責任者は、利用者・家族との話し合い、解決案を提示する。また、第三者委員の立合いで調整、助言を受ける事もある。

⑦全過程の記録・報告は、苦情受付担当者が行い、全職員によるサービス改善向上に日頃から取り組む

⑧公表については、苦情解決責任者が取り組み実績を「事業報告書」等で公表する。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①行政機関

・岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 通所事業者係

岡山市北区大供 3 丁目 1-18 KSB 会館 4F Tel 086-212-1013

・久米南町役場保険福祉課

久米郡久米南町下弓削 502-1 Tel 086-728-4411

・吉備中央町役場福祉課

加賀郡吉備中央町豊野 1-2 Tel 0866-54-1317

②岡山県国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町 17-5

Tel 086-223-8811 Fax 086-223-9109

7 事故発生時の対応

- (1) 事故が起こった場合、まず看護師により当事者のバイタルチェックを行います。
- ①急を要する場合、医師、119番にそれぞれ連絡し、当事者の様子を報告します。
その後、市町村介護保険担当者・ご家族・担当ケアマネージャーに連絡し、当
事業所の管理者に報告します。対処後は、市町村介護保険担当者・ご家族・担
当ケアマネージャーに報告いたします。
 - ②急を要しない場合、市町村介護保険担当者・医師・ご家族・担当ケアマネー
ジャーに連絡し、当事業所の管理者に報告します。その後様子観察を行い、対処
した内容を市町村介護保険担当者・ご家族・担当ケアマネージャーに報告いた
します
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとします。

通所介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地

岡山市北区建部町建部上 557-2

名称

デイサービスたけべ

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス提供の
開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

ご家族

住所

氏名

印